

大船渡・住田定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、民間や地域の関係者の意見を広く反映させるため、大船渡・住田定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定又は変更に関する事項
- (2) その他懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 大船渡・住田定住自立圏形成協定に掲げる取組の内容に関連する分野の関係者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇談会の会議は、市長が招集する。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。